

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進総室 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	市街地再開発事業にかかる審査委員の選任の承認	
根 拠 法 令	都市再開発法	
根 拠 条 項	第7条の19第1項	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
審 査 基 準	基 準	<p>○都市再開発法 (審査委員) 第7条の19 個人施行者は、都道府県知事の承認を受けて、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、この法律及び規準又は規約で定める権限を行う審査委員3人以上を選任しなければならない。 2 (略)</p> <p>○都市再開発法施行令 (法第7条の19第1項の審査委員) 第4条の2 次に掲げる者は、審査委員となることができない。 (1) 破産者で復権を得ないもの (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 審査委員は、前項各号の一に該当するに至ったときは、その職を失う。 3 個人施行者は、審査委員が次の各号の一に該当するとき、その他審査委員たるに適しないと認めるときは、都道府県知事の承認を受けて、その審査委員を解任することができる。 (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反があるとき。</p>
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 日 (休日を除く・休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	設定しない (これまで先例がないため)
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)